

税の申告が始まります 早めの申告を

所得税の確定申告

受付期間	時間
2月1日(火)～3月15日(火)	午前9時～午後4時

(土・日曜日、祝日を除く)

- 会場** イオンモール筑紫野3階 イオンホール
[筑紫野市立明寺]
※午前9時～10時は、1階駐車場「G-1 イオン北入口」から入場してください。
※イオンモールへの問い合わせは控えてください。

●注意事項

- ◇混雑を避けるため、早めに受付を終了し、後日の来場をお願いする場合があります。
- ◇この期間は、筑紫税務署で確定申告ができません。
- ◇入場には、整理券(当日会場で受け取り、または事前にLINEアプリで発行)が必要です。詳しくは、国税庁ホームページを確認してください。
- ◇前年の申告書の控えを持っている人は、持ってきてください。

●問い合わせ先

- 筑紫税務署 [筑紫野市針摺西] ☎(923)1400
- ※自動音声案内中に「0」をプッシュすると、所得税の確定申告に関する問い合わせ先につながります。

市役所での確定申告

申告受付が始まって2～3日は混雑することが予想されますので、注意してください。
混雑状況により、入場整理券の配布や入場制限を行う場合があります。

●対象者

- ◇市内に居住する70歳以上の人(令和4年1月1日現在)
- ◇所得が①公的年金のみ②給与のみ、または①と②の両方の人

●受付期間

2月16日(水)～28日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

※今年は地区ごとの受付期間は設けません。

●時間

午前9時～午後3時半

●会場

市役所新館4階 427会議室



確定申告が不要な人

次のいずれにも当てはまる場合は、確定申告は必要ありません。

- ◇公的年金等の収入金額が400万円以下
- ◇公的年金等以外の所得金額が20万円以下

注意

- ◇所得税の還付がある場合は、還付申告ができます。
- ◇市県民税の控除を追加したい場合は、別途市の申告が必要です。

e-taxが便利です

感染拡大防止のため、多くの人々が訪れる会場ではなく、自宅からのe-taxも利用してください。

市役所では受け付けできません

令和2年分以前の申告や、公的年金または給与以外の所得があるもの

具体例

- ◆報酬に係る雑所得(シルバー人材センターなど)
- ◆保険契約による個人年金に係る雑所得
- ◆保険契約の満期・解約に伴う一時所得
- ◆上場株式等の配当所得や譲渡所得

確定申告

